

## 【 主 な 用 語 の 説 明 】

- (1) 職業名： 「労働省編職業分類」（平成11年改訂版）に基づいて分類された職業名。  
ただし、職業中分類、職業小分類の職業名の（ ）書きは、記載を省略した。
- (2) 労働者： 労働基準法第9条に規定する労働者（ただし、船員法第1条の規定による船員は除く）。

「労働者」を就業形態と雇用形態の差異により、次のとおり分類する。

ア パートタイム以外：下記の「常用」及び「臨時（4か月未満）」を合わせたもの。

- 常雇： 雇用契約において雇用期間の定めがないか、又は1年を超える雇用期間が定められているもの。
- 臨時： 雇用契約において1ヶ月以上1年未満の雇用期間が定められているもの。雇用期間が「4か月以上」か否かによって、「臨時（4ヶ月以上）」と「臨時（4ヶ月未満）」とに分かれる。
- 常用： 「常雇」及び「臨時（4か月以上）」を合わせたもの。

イ パートタイム：下記の「常用的パートタイム」及び「臨時的パートタイム」を合わせたもの。

- 常用的パートタイム： 雇用契約において雇用期間の定めがないか、又は4か月以上の雇用期間が定められているもので、毎日就労するものについては1日の労働時間が一般従業員より短く、特定日又は特定期間就労するものについては1日の労働時間の長短を問わず1か月の労働時間が一般従業員より短いもの。
- 臨時的パートタイム： 雇用契約において1か月以上4か月未満の雇用期間が定められているか、又は季節的に一定の期間を定めて就労するもので、毎日就労するものについては1日の労働時間が一般従業員より短く、特定日又は特定期間就労するものについては1日の労働時間の長短を問わず1か月の労働時間が一般従業員より短いもの。

以上の説明に基づき、就業形態と雇用期間との関係を示すと下表のとおりである。

### ○就業形態と雇用期間の関係

		就 業 形 態				
		パートタイム以外		パートタイム		
雇 用 期 間	常雇	常用		パートタイム 以外	常用的パートタイム	
	臨時 (4か月以上)					
	臨時 (4か月未満)	臨時	臨時・季節		臨時的パートタイム	
	季節	季節				
	日雇	日雇			日雇的パートタイム	

(注) 当財団の労働市場情報には、季節及び日雇は算入していない。

(3) 「雇用形態」に関連するもの

公共職業安定所で求人申し込みをする際に記入する求人申込書の「雇用形態」に記入される用語に基づいており、その内容は次のとおり。

ア パートタイム以外のもの

- 正規労働者 : 正社員、正職員。
- 非正規労働者 : 契約社員、準社員、嘱託等で正社員・正職員でないもの。
- 登録型派遣労働者 : 派遣元に派遣労働を希望する労働者として登録しておき、派遣先が見つかり、派遣就労することとなった際に派遣元に期間を定めて雇用され、派遣先に派遣される労働者。
- 常用型派遣労働者 : 派遣元に常用雇用されており、一定の期間ごとに派遣される労働者。
- 派遣労働者以外 : 「正規労働者」と「非正規労働者」の合計数。
- 派遣労働者 : 「登録型派遣労働者」と「常用型派遣労働者」の合計数。

イ パートタイムのもの

- パート労働者 : 派遣以外のパートタイム労働者
- 登録型派遣パート : 派遣元に派遣労働を希望する労働者として登録しておき、派遣先が見つかり、派遣就労することとなった際に派遣元に期間を定めて雇用され、派遣先に派遣されるパートタイム労働者。
- 常用型派遣パート : 派遣元に常用雇用されており、一定の期間ごとに派遣されるパートタイム労働者。

(4) 求人に関するもの

- 「パートタイム以外」求人 : 前記(2)のアに記載する「パートタイム以外」の労働者に係る求人。
- 「パートタイム」求人 : 前記(2)のイに記載する「パートタイム」労働者に係る求人。
- 月間有効求人数 : 「前月から繰越された有効求人数」と当月の「新規求人数」の合計数。
- 新規求人数 : 期間中に新たに受け付けた求人数(採用予定人員)。
- 有効求人倍率 :  $\text{月間有効求人数} \div \text{月間有効求職者数}$
- 新規求人倍率 :  $\text{新規求人数} \div \text{新規求職申込件数}$

(5) 求職に関するもの

- 月間有効求職者数 : 「前月から繰越された有効求職者数」と当月の「新規求職申込件数」の合計数。
- 新規求職申込件数 : 期間中に新たに受け付けた求職申込みの件数。

(6) 免許・資格 : 公共職業安定所で求人申し込みをする際に記入する求人申込書の「必要な免許・資格」又は求職申し込みをする際に記入する求職申込書の「免許・資格」に記載されたものである。

(7) 職業群 : 類似(又は関連)する職業を集めた職業の集まりである。(「職業群」と関連する「免許・資格」については、次表『「職業群」と「免許・資格」の関連表』を参照のこと。)